

2

八 法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

八

イ 運転時の異常な過渡変化（事業指定基準規則第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 設計基準事故（事業指定基準規則第二項第一号に規定する設計基準事故をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行ふために設定した条件及びその評価の結果

法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に對処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
十 現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書

四 る事項
再処理施設を設置しようとする場所における
る気象、海象、地盤、水理、地震、社会環境
等の状況に関する説明書

五 再処理施設を設置しようとする場所の中心
から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺
二十分の一の地図及び五キロメートル以内
の地域を含む縮尺五万分の一の地図

六 再処理施設の安全設計に関する説明書（主
要な設備の配置図を含む）

七 再処理施設の放射線の管理に関する説明書

八 再処理施設において事故が発生した場合に
再処理施設について事故が発生した場合に

三　工事に要する資金の額及びその調達計画
　再処理の事業の開始の日以後十年内の日
　を含む毎事業年度における資金計画及び事
業の收支見積り

次の方項を記載した再処理に関する技術的
能力に関する説明書

イ　特許権その他の技術に関する権利若しく
は特別の技術による再処理の方法又はこれ
らに準ずるもののが概要

ロ　主たる技術者の履歴

ハ　その他再処理に関する技術的能力に関する

八 を含む毎事業年度における使用済燃料の種類別の予定再処理数量及び取得計画
八 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別のおよび生産量

第一条の三の二 法第四十四条の二 第三号の原子弹力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請）

第一条の四 令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとす

る。

一 令第二十七条第三号の変更の内容について
は、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を再処理する使用済燃

第一条の三 法第四十四条の二第二項第二号の原
子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設
計上定める条件より厳しい条件の下において発
生する事故であつて、次に掲げるものとする。

- 一 セル内において発生する臨界事故
- 二 使用済燃料から分離された物であつて液体
状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却す
る機能が喪失した場合にセル内において発生
する蒸発乾固
- 三 放射線分解によつて発生する水素が再処理
設備の内部に滞留することを防止する機能が
喪失した場合にセル内において発生する水素
による爆発
- 四 セル内において発生する有機溶媒その他の
物質による火災又は爆発（前号に掲げるもの
を除く。）
- 五 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料
の著しい損傷
- 六 放射性物質の漏えい（前各号に掲げる事故
に係るものを除く。）

（法第四十四条の三第三号の原子力規制委員会
規則で定める者）

昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。) 第二十六条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるところとする。

一 再処理の事業の目的に関する説明書

二 次の事項を記載した事業計画書

イ 再処理の事業の開始の予定期

員) に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

4 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支

<p>第五 条 変更の理由</p> <p>2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>二 機能及び性能を確認るために十分な方法</p> <p>三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>二 使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。</p> <p>(使用前事業者検査の記録)</p>
<p>第四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 検査年月日</p> <p>二 検査の対象</p> <p>三 検査の結果</p> <p>四 検査を行つた者の氏名</p> <p>五 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>六 検査の実施に係る組織</p> <p>七 検査の実施に係る工程管理</p> <p>八 検査の実施に係る工程管理</p> <p>九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>十 検査記録の管理に関する事項</p> <p>十一 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>十二 検査に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示</p> <p>第四条の四 再処理施設の技術基準に関する規則</p> <p>前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間</p> <p>(令和二年原子力規制委員会規則第九号。以下この条及び第十九条の五第一項第六号において「技術基準規則」という。) 第十七条第一項又は第三十七条第一項に規定する容器等(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、技術基準規則第十七条第一項第三号又は第三十七条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する再処理事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、</p>

<p>示す記号その他表示を付するものとする。</p> <p>(使用前確認の申請)</p> <p>第五条 法第四十六条第三項の確認 (以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて、その代表者の氏名</p> <p>二 は、その代考者の氏名</p> <p>三 再処理施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>四 申請に係る再処理施設の概要</p> <p>五 法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号</p> <p>六 申請に係る再処理施設の使用の開始の予定期</p> <p>七 再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は再処理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときであつては、その使用の期間及び方法</p> <p>八 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。</p> <p>一 工事の工程</p> <p>二 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に関するものに限る。)</p> <p>三 第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器</p> <p>四 前項第七号の特別の理由があるときは、その理由を記載した書類</p> <p>五 第七条の八 法第四十六条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二十号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。</p> <p>(定期事業者検査の実施時期)</p> <p>第七条の九 定期事業者検査は、再処理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、再処理施設の設置の工事の後の初期の定期事業者検査については、その使用が開始された日以後十二月を超えない時期に行うものとする。</p>
--

<p>第六条 法第四十六条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次とのおりとする。</p> <p>一 再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてそ</p>
--

<p>二 前項の判定期間は、原子力規制検査において、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、再処理施設の設置の工事の後の初期の定期事業者検査については、その使用が開始された日以後十二月を超えない時期に行うものとする。</p> <p>三 直近の定期事業者検査が終了した年月日及び所在地</p> <p>四 定期事業者検査開始希望年月日及びその承認を受けた方法により使用するとき。</p>
--

五 前号に規定する法人が法第四十四条の第三第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 合併後存続する法人若しくは合併により再設立される法人の合併の日又は分割により再処理の事業の全部を承継する法人の分割の日以後年内の日を含む毎事業年度における再処理の事業の資金計画及び事業の収支見積り項を記載した書類

七 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

四 第一項の指定を受けた日から十年とする。

五 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

六 第一項の指定を受けた日から十年とする。

七 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

八 第一項の指定を受けた日から十年とする。

九 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十 第一項の指定を受けた日から十年とする。

十一 第一項に規定するものと同一事項に係る記録

十二 第一項に規定するものと同一事項に係る記録

十三 第一項に規定するものと同一事項に係る記録

十四 第一項に規定するものと同一事項に係る記録

十五 第一項に規定するものと同一事項に係る記録

十六 第一項に規定するものと同一事項に係る記録

十七 第一項に規定するものと同一事項に係る記録

記録事項		第八条	第七条の十五	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条
一 再処理施設の施設管理（第	二 再処理設備の管理（第	三 放射線管理記録	四 放射線管理記録	五 放射線管理記録	六 放射性廃棄物の海洋放出口	七 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度	八 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度	九 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度	十 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度	十一 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度
二 都度	三 確認の都度	四 記録すべき場合	五 記録すべき場合	六 記録すべき場合	七 記録すべき場合	八 記録すべき場合	九 記録すべき場合	十 記録すべき場合	十一 記録すべき場合	十二 記録すべき場合
三 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	四 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	五 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	六 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	七 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	八 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	九 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	十 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	十一 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	十二 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	十三 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間
四 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	五 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	六 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	七 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	八 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	九 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十一 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十二 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十三 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十四 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名

記録事項		第八条	第七条の十五	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条
一 再処理施設の施設管理（第	二 再処理設備の管理（第	三 放射線管理記録	四 放射線管理記録	五 放射線管理記録	六 放射性廃棄物の海洋放出口	七 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度	八 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度	九 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度	十 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度	十一 放射性廃棄物の排気口又は一日間の平均濃度
二 都度	三 確認の都度	四 記録すべき場合	五 記録すべき場合	六 記録すべき場合	七 記録すべき場合	八 記録すべき場合	九 記録すべき場合	十 記録すべき場合	十一 記録すべき場合	十二 記録すべき場合
三 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	四 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	五 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	六 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	七 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	八 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	九 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	十 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	十一 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	十二 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間	十三 が後五年を経過した年を以降に廃棄又は解体した施設の実施を実施する次に同一事項に係る確認のときまでの期間
四 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	五 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	六 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	七 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	八 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	九 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十一 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十二 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十三 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	十四 口 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名

項第七号に規定する未然防止処置を含む。)に関すること。

チ 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。)。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間規定期間の施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

再処理事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価)
第十一條の二 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に方針を策定しなければならない。

前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針(第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」とい

可を受けた場合は適用しない。

(設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置)

第十二條 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置

とところ(法第五十条の五第二項の認可を受けたものにあっては、当該認可を受けたところ)により、次に掲げる再処理施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定める

とともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 再処理施設を設置した工場又は事業所における火災

(1) 再処理施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

(2) 消防吏員への通報に関すること。

(3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故等

(1) セル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

(2) 使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

(3) 放射線分解によつて発生する水素が再処理施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に方針を策定しなければならない。

再処理施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握されることは、この限りでない。

前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に方針を策定しなければならない。

再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針(第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」とい

(1) から(5)までに掲げるもののほか、放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。

(2) 使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(3) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(4) (3)に掲げるもののほか、セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。

(5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ハ 頻度又は時期に関する事項

ロ 操作員その他の従業者に守らせること。

イ 機器の運搬の際に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置(次号の処置を除く)に関する事項

(工場又は事業所において行われる運搬)

七 再処理設備の操作の訓練のために操作を行いう場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせるこ

れを行わせること。

八 試験操作を行いう場合は、その目的、方

法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上こ

れを行わせること。

三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に実施すること。

四 前号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行うためには、再処理施設の必要な体制を整備すること。

五 非常に場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

六 試験操作を行いう場合は、その目的、方

法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上こ

れを行わせること。

七 再処理設備の操作の訓練のために操作を行いう場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせるこ

れを行わせること。

八 試験操作を行いう場合は、その目的、方

法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上こ

れを行わせること。

九 再処理設備の通常の操作(再処理施設において計画的に行われる操作をいう。)を行う

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七インチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようとすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないようを行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を行なわせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適切な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上（貯蔵）

第十五條 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を講じなければならない。

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行なうこと。

二 放射性廃棄物の貯蔵は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃氣槽に保管廃棄すること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃氣槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放電能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 海洋放出施設によつて放出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、海洋放出施設において、ろ過、蒸発、イオン交換すること。

八 第六号ハの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

一〇 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。

一一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて放出水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、海洋放出により又は海洋放出監視設備において放出された放射性廃棄物の量及び濃度を監視することにより、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようすること。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行なわるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に從事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に從事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に從事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃氣槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放電能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 ブルトニウム又はその化合物の貯蔵は、ブルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他ブルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

七 工場又は事業所において行われる廃棄）

第十六条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は

の規定に基づき記録された内容と照合できる
ような整理番号を表示すること。

二 当該廃棄施設には、その目につきやすい
場所に管理上の注意事項を掲示すること。
十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるい
ずれかの方法により廃棄すること。
イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備
において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放
射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設
において焼却すること。

ハ 口の方法により廃棄することが著しく困
難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能
の時間による減衰を必要とする放射性廃棄
物については、放射線障害防止の効果を持
つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを
除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄
について準用する。

十四 第十一号ロ及びニの規定は、第十二号ハ
の方法による廃棄について準用する。

第十六条の二 削除

（防護措置）

第十六条の三 法第四十八条第二項の規定によ
り、再処理事業者は、次の表の上欄に掲げる特
定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下
欄に掲げる措置を採らなければならない。

一 照射されない次に掲げる物質 次
ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン
二三八に対する比率が百分の二十以上のウラ
ン並びにその化合物並びにこれらの物質の一
又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三
五の量が十五グラムを超える一キログラム以下
のものを除く。）

イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同
位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。に
以下この表において同じ。）及びその化合物定
め以上もの（第十二号に掲げるものを除く。）

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン
二三八に対する比率が百分の十以上で百分の
二十に達しないウラン並びにその化合物並
びにその化合物並びにこれららの物質の一
又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三
五の量が一キログラムを超える五キログラム未
満のものを

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン
二三八に対する比率が百分の十以上で百分の
二十に達しないウラン並びにその化合物並
びにその化合物並びにこれららの物質の一
又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三
五の量が十キログラム以上で百分の二十に達
しないウラン並びにその化合物並びにそれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三五の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三三の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

三 ウラン二三三及びその化合物並びにこれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三三の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

四 ウラン二三三及びその化合物並びにこれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三三の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

五 ウラン二三三及びその化合物並びにこれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三三の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

六 ウラン二三三及びその化合物並びにこれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三三の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

七 ウラン二三三及びその化合物並びにこれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三三の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

八 ウラン二三三及びその化合物並びにこれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三三の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

九 ウラン二三三及びその化合物並びにこれ
らの物質の一又は二以上を含む物質であつて、
ウラン二三三の量が五百グラムを超える二
キログラム未満のものを

第十六条の三	法第四十八条第二項の規定によ り、再処理事業者は、次の表の上欄に掲げる特 定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下 欄に掲げる措置を採らなければならない。	第十六条の二 削除	（防護措置）
一 照射されない次に掲げる物質	次 ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン 二三八に対する比率が百分の二十以上のウラ ン並びにその化合物並びにこれらの物質の一 又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三 五の量が十五グラムを超える一キログラム以下 のものを除く。）	ハ 口の方法により廃棄することが著しく困 難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能 の時間による減衰を必要とする放射性廃棄 物については、放射線障害防止の効果を持 つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。	
二 照射されない次に掲げる物質	イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同 位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。に 以下この表において同じ。）及びその化合物定 め以上もの（第十二号に掲げるものを除く。）	十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを 除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄 について準用する。	
三 照射された前号に掲げる物質であつて、 その表面から一メートルの距離において吸収 線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十三号 に掲げるものを除く。）	十四 第十一号及び第十四号に掲げるものを除 く。）	十四 第九号、第十号及び第十一号（同号イを 除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄 について準用する。	
四 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（照射された前号に掲げる物質（ その表面から一メートルの距離において吸収 線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十三号 に掲げるものを除く。））に掲げるものを除く。）	五 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から 核燃料物質その他の有用物質を分離した残り の液体をガラスにより容器に固型化した物 質（次号において「ガラス固化体」という。） に含まれるものであつて、その表面から一メ ートルの距離において吸収線量率が一グレイ 毎時を超えるものに限る。）	五 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（ガラス固化体に含まれるものであ つて、その表面から一メートルの距離において 吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	
五 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（ガラス固化体に含まれるものであ つて、その表面から一メートルの距離において 吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物 質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除 く。）	六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物 質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除 く。）	
六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物 質（ガラス固化体に含まれるものであつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	七 照射された第四号に掲げる物質であつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	七 照射された第四号に掲げる物質であつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	
七 照射された第四号に掲げる物質であつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	八 照射されない次に掲げる物質	八 照射されない次に掲げる物質	
八 照射されない次に掲げる物質	九 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封 入する場合に限る。次号及び第十四号におい て同じ。）し、又は固型化した容器に内包さ れるものに限る。）	九 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は 百グラム以下のもの（第十二号に掲げるもの を除く。）	
九 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は 百グラム以下のもの（第十二号に掲げるもの を除く。）	十 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封 入する場合に限る。次号及び第十四号におい て同じ。）し、又は固型化した容器に内包さ れるものに限る。）	十 照射された第一号に掲げる物質であつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	
十 照射された第一号に掲げる物質であつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物 質（ガラス固化体に含まれるものであつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物 質（ガラス固化体に含まれるものであつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	
十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物 質（ガラス固化体に含まれるものであつて、 その表面から一メートルの距離において吸 収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限 る。）	十二 第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲 げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封 入する場合に限る。次号及び第十四号におい て同じ。）し、又は固型化した容器に内包さ れるものに限る。）	十二 第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲 げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は 百グラム以下のもの（第十二号に掲げるもの を除く。）	
十二 第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲 げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は 百グラム以下のもの（第十二号に掲げるもの を除く。）	十三 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は 百グラム以下のもの（第十二号に掲げるもの を除く。）	十三 照射された第一号、第四号又は第八号に 掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は 百グラム以下のもの（第十二号に掲げるもの を除く。）	

四 固型化した容器に内包されるものに限り、第
十号に掲げるものを除く。）

五 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料
物質の防護のために必要な措置は、次の各号に
掲げるものとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下
「防護区域」という。）を定め、当該防護区域
を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構
造の障壁によつて区画し、及び適かつ十分
な監視を行うことができる装置を当該防護区
域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定
核燃料物質の防護をより確実に行うための区
域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、
当該周辺防護区域を人が容易に侵入すること
を防止できる十分な高さ及び構造を有する柵
等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の
周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認す
ることができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制
限するための区域（以下「立入り制限区域」とい
う。）を定め、当該立入り制限区域を人が容易
に侵入することを防止できる十分な高さ及び
構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並
びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡
声機その他の人に警告するための設備又は裝
置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の
侵入を確認することができる設備又は装置を
設置すること。

四 見張り人、防護区域、周辺防護区域又は立
入り制限区域への侵入を監視するための裝
置の有無並びに防護区域における特定核燃料
物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法によ
り当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該
立入り制限区域を巡回させること。

五 制限区域に常時立ち入りうとする者につ
いては、当該防護区域、当該周辺防護区域又
は当該立入り制限区域への立入りの必要性を
講ずること。

六 入制限区域への人の侵入を監視するための裝
置の有無並びに防護区域における特定核燃料
物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法によ
り当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該
立入り制限区域を巡回させること。

七 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域
への人の立入りについては、次に掲げる措置を
講ずること。

八 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入り
制限区域に常時立ち入りうとする者につ
いては、当該防護区域、当該周辺防護区域又
は当該立入り制限区域への立入りの必要性を
講ずること。

確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

□ 防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域内に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入り制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ハ 口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域内に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域の業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域内又は立入り制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入り制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずることができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質の取扱いに対する破壊行為の適用に供され得る物品（持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出し）が行われないよう点検を行うこと。

九 □ 見張人に出入口を常時監視させること。

ハ ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示ができる装置を設置した場合は、当該出入口について特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

□ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視されること。ただし、次に掲げるのは場合にも該当するときは、この限りでない。

(1) 鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(ii) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(iii) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱い形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

十 □ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 □ 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

□ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 □ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにする措置を講ずること。

ハ 二人以上の者が同時に当該特定核燃料物質の取扱いの作業若しくは巡視を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱い形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を知ることができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。

ハ ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示ができる装置を設置した場合は、当該出入口について特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

□ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視されること。ただし、次に掲げるのは場合にも該当するときは、この限りでない。

(1) 鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(ii) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(iii) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱い形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

十二 □ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにする措置を講ずること。

ハ 二人以上の者が同時に当該特定核燃料物質の取扱いの作業若しくは巡視を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱い形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を知ることができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。

ハ ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示ができる装置を設置した場合は、当該出入口について特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

□ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視されること。ただし、次に掲げるのは場合にも該当するときは、この限りでない。

(1) 鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(ii) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(iii) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱い形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

十二 □ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにする措置を講ずること。

ハ 二人以上の者が同時に当該特定核燃料物質の取扱いの作業若しくは巡視を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以

防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなる。それがある設備（第十九条第一項において「防護区域外防護対象機器設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ 口 区画された区域内に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

ハ イ の規定により設置された障壁によつて核燃料物質の規制により設置された障壁の中での作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

ロ 口 区画された区域内に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十六 再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十七 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第十九条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に設置すること。

二十一 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 口 見張りを行つている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

二十二 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

ホ 人事の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 口 見張りを行つている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

二十三 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十四 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

二 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡回及び監視に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

二 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ロ 口 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行ふおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らす外利用を防止する措置を講じていることの他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以上とすること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

ホ 監視所に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を行ふことを同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十六 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行ふおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防

二十七 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。
 二十八 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。
 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるものほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く）、同項第九号（同号ロを除く）、同項第十一号（同号ロを除く）、同項第十六号から第十九号まで、同項第二十二号から第二十五号まで、同項第二十七号及び同項第二十八号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「防護区域」、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは、「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは、「防護区域内」と、同項第二十七号中「前各号の措置は」とあるのは、「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。」を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。
 三 防護区域の出入口において、当該防護区域内における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、特定核燃料物質（持出しの必要性が認められること。

められるものを除く。）の持出しが行われないよう、特定核燃料物質を検知することができる装置等を用いて点検を行うこと。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示ができる装置を設置した場合は、この限りでない。
 四 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。
 五 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
 イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。
 ロ 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡回させること。
 六 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにしてること。
 第十七条 法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。
 二 品質マネジメントシステムに関する事項（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において單に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関する事項を含む。）。

七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事項。
 八 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関する事項。
 九 放射性物質の濃度及び放射性物質の吸収線量、線量当量、放射性物質の表面の放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事項。
 十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項。
 十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事項。
 十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事項。
 十三 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関する事項。

十四 非常の場合に講ずべき処置に関する事項。
 十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関する事項。
 口 保安教育の内容に関する事項であつて次に掲げるもの。
 イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する事項。
 ロ 保安規定の遵守に関する事項。
 (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 (2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関する事項。
 (3) 放射線管理に関する事項。
 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事項。
 (5) 非常に講ずべき処置に関する事項。
 ハ その他再処理施設に係る保安教育に関する事項及び操作に関する事項。
 ヒ 再処理施設の操作を行つて体制の整備に関する事項。
 ロ 再処理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項。
 ハ 異状があつた場合の措置に関する事項。
 ヒ 再処理施設の操作を行つて立入制限等に関する事項。
 ロ 再処理施設の操作の安全審査に関する事項。
 ハ 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事項。
 ヒ 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められてゐる廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。
 二 品質マネジメントシステムに関する事項（手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項を含む。）。

- う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに關すること。
- 六 廃止措置を行ふ者に対する保安教育に關することであつて次に掲げるもの
- イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に關すること。
- ロ 保安教育の内容に關することであつて次に掲げるもの
- （1）関係法令及び保安規定の遵守に關すること。
- （2）再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。
- （3）再処理施設の廃止措置に關すること。
- （4）放射線管理のこと。
- （5）核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
- （6）非常の場合に講すべき処置に関すること。
- 七 その他再処理施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 八 再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる）を使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置に關すること（廃止措置対象設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。
- 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設立並びにこれらの区域に係る立入制限等に關すること。
- 十 排気監視設備及び海洋放出監視設備に關すること。
- 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に關すること。
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に關すること。

- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に關すること。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に關すること。
- 十五 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に關すること。
- 十六 非常の場合に講すべき処置に関すること。
- 十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に關する措置に關すること。
- 十八 再処理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十九 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 二十 再処理施設の施設管理に關すこと（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關することを含む。）。
- 二十一 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に關すること。
- 二十二 不適合が発生した場合における当該不適合に關する情報の公開に關すること。
- 二十三 廃止措置の管理に關すること。
- 二十四 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項
- 二十五 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

- 二十六 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。（核燃料取扱主任者の選任等）
- 第十八条 法第五十条の二第一項の規定による核燃料取扱主任者の選任は、工場又は事業所ごとで定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いに行ふものとする。
- 二十七 業務に從事した期間が三年以上であることとする。
- 二十八 再処理施設に係る特定核燃料物質の防護の遵守状況を含む。に該當するものに限る。に該當するものに限る。に該當するものに限る。
- 二十九 その他再処理施設に係る特定核燃料物質の防護に關し必要な事項の記録に關すること。
- 三十 再処理施設に係る特定核燃料物質の防護の定期的な評価及び改善に關すること。

- 三十一 特定核燃料物質の防護のため必要な設備及び装置の整備及び点検に關すること。
- 三十二 連絡体制の整備に關すること。
- 三十三 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に關する詳細な事項に係る情報の管理に關すること。
- 三十四 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に關すること。
- 三十五 再処理施設に係る緊急時対応計画に關すること。
- 三十六 妨害破壊行為等の脅威に対応するためには講ずる措置に關すること（第十六条の三第二項の業務に從事した期間が三年以上であることとする。）。
- 三十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に關すること。
- 三十八 再処理施設に係る特定核燃料物質の防護の定期的な評価及び改善に關すること。
- 三十九 その他再処理施設に係る特定核燃料物質の防護に關し必要な事項の記録に關すること。
- 四十 再処理施設に係る特定核燃料物質の防護の定期的な評価及び改善に關すること。
- 四十一 特定核燃料物質の防護のため必要な設備を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めること。
- 四十二 第十九条の二 法第五十条の四第一項の規定による核燃料防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとで定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いを行ふものとする。
- 四十三 第十九条の三 法第五十条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に關する業務を統一的に管理することができる地位にあること。
- 二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に關する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めること。
- 四十四 第十九条の三の二 法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、定期事業者検査を行つてないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)

第十九条の三の三 法第五十条の四の二第三項の規定による届出をしようとする者は、同一条第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。
（届出事項）

第十九条の三の四 法第五十条の四の二第三項の原子弹規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五 法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
 イ 当該再処理施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。
 ロ 当該再処理施設について、法第五十条第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 工場又は事業所の名称及び所在地
 三 廃止措置の対象となることが見込まれる再処理施設及びその敷地

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十九条の四の二 法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となることが見込まれる再処理施設及びその敷地

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十九条の四の四 再処理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行なうべき見直しを行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第十九条の四の五 法第五十条の五第一項により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 工場又は事業所の名称及び所在地
 三 廃止措置対象施設及びその敷地

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 工場又は事業所の名称及び所在地
 三 廃止措置対象施設及びその敷地

（廃止措置計画の認可）

第十九条の六 法第五十条の四の二第五項の規定による公表は、同一条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用による他の適切な方法により行うものとする。

（廃止措置として行うべき事項）

第十九条の四 法第五十条の四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、再処理施設の解体、使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去、使用済燃料・核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄及び第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

3

4

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該再処理施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十二 廃止措置の実施体制

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十四 廃止措置の工程

十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十九条の四の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第十九条の四の三 法第五十条の四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第十九条の四の四 再処理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五 法第五十条の五第一項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 二 工場又は事業所の名称及び所在地
 三 廃止措置対象施設及びその敷地

（廃止措置計画の認可）

第十九条の六 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

六 特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期

二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期

三 第二項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

一 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書

二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期

三 第二項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

2

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料

二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、漏水、地震、火災等があつた場合に発生する事故の種類、程度、影響等に関する説明書

五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分岐とその評価方法に関する説明書

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

八 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

九 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十二 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

十三 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十五 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

十六 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

十七 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十八 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

十九 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

二十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十一 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

二十二 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

二十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十四 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

二十五 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

二十六 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十七 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

二十八 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

二十九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

三十一 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

三十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

三十三 廃止措置に係る金の調達計画に関する説明書

三十四 廃止措置に係る廃止措置計画に関する説明書

三十五 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書及び回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出している場合にあつては第二項第一号の資料	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（廃止措置計画の変更の認可の申請）	第十九条の六 法第五十条の五第三項において読み替えた申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
四 変更の理由	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 工場又は事業所の名称及び所在地 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、特定再処理施設（再処理設備本体から回収可能核燃料物質を取り出していないもの限る。）に係る廃止措置計画に係る法第五十条の五第三項において読み替えた準用する法第十二条の六第四項に規定する原
3 前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十一条第六第三項の認可の申請をする場合について準用する。	3 前項の規定にかかる場合は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定再処理施設におけるせん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	（廃止措置の終了の確認の申請）

（廃止措置計画に係る軽微な変更）	第一項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
第十九条の七 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更是、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。	2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
2 法第五十条の五第二項の規定により認可を受ける者は、前項の変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。	3 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
（廃止措置計画の認可の基準）	一 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄の実施状況 二 布状況
第十九条の八 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	三 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

（廃止措置の終了の確認の基準）	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
第十九条の九 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	2 前項の申請書には、正本及び写し各一通とする。
第十九条の十 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第六项に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	3 第一項の申請書には、正本及び写し各一通とする。
第十九条の十一 法第五十一条第二項の規定により認可を受けようとする者は、第十九条の五の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。（旧再処理事業者等の廃止措置計画の提出期限）	（廃止措置終了確認証）
第十九条の十二 法第五十一条第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。（旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）	（廃止措置終了確認証）

（事故故障等の報告）	第一項の申請書には、正本及び写し各一通とする。
第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。）は、第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。	2 前項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他の必要な事項を定めた検査の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。
第十九条の十七 法第五十二条の七第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、第十九条の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。（旧再処理事業者等の廃止措置計画の提出期限）	3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他の必要な事項を定めた検査の規定は、性能維持施設が存在する場合とする。
第十九条の十八 法第五十二条の七第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、前項の変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。	（事故故障等の報告）
（廃止措置の終了確認の基準）	（事故故障等の報告）

空気中の放射性物質の濃度が第十六条第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を海洋放出施設によって排出した場合において、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が第十六条第七号の線量限度を超えたとき。

七 使用済燃料等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入り制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

九 漏えいした液体状の使用済燃料等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡がったとき。

十 気体状の使用済燃料等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

十一 漏えいした使用済燃料等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微などがあるとき。

十二 再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者においては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えては超えるおそれがあるおそれがあるとき。

十三 放射線業務従事者について第十三条第一項第一号の線量限度を超えて、又は超えるおそれがある被ばくがあつたとき。

十四 前各号のほか、再処理施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 再処理施設に火災が起り、又は再処理施設に延焼するおそれがある場合には、消火又

は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

の六第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
（電磁的記録媒体による手続）

附則（昭和五三年一二月二八日総理府令第五二号）

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、再処理施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

四 使用済燃料等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

第二十条の二から第二十条の四まで

削除

（報告の微収）

第二十一条の二から第二十一条の四まで

削除

（報告の微収）

<h

第六条

第七条 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉規則第六条第一項、旧研開炉規則第六十二条第一項、旧再処理規則第八条第一項、旧二種埋設規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第六条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ及びハ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体製の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開炉規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、旧再処理規則第八条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行

第二章 中国古典文学名著与现代传播学研究

いる者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第七条の二の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研究炉規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新二重処理規則第八条の三から第十六条まで、新二

第

最初の定期事業者検査のときまでの期間」と
旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表
第一号及び第三号ハ中「第一次の検査」とあるのは
「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同
表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは
「原子力施設の保安のための業務に係る品質管
理に必要な体制の基準に関する規則」(令和二年
原子力規制委員会規則第二号)第四条第三項に
規定する品質マネジメント文書及び品質マネジ
メントシステムに従つた計画、実施、評価及び
改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの
期間」と読み替えるものとする。

第

十四条 施行日前に旧加工規則第七条の八の二第三種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

これぞ新試験炉規則第九条の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針とみなす。

第十一條 この規則の施行の際現に旧法第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三十四第二項（研究開発段階までの電用原子炉に係るものに限る）、第五十条の五第二項又は第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第五十条の五第三項又は第五十七条の五第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一条第第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号

年次賃料管理目標書	
⑤ 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値	
(単位: Bq/m ³)	
濃 度	平均の3月間(月～月) 平均の5月間(月～月)
測定の監査所	最高値(±2%) 最高値(±2%)
内検査 外部監査 内査定 内調査	

被験者属性		年齢別性別		年齢別回答率		(単位:B%)	
種 別	年齢別性別						
◎ 健康状況又は既往歴の状況(該用箇欄から該用した数値を個数の3月についての割合と該用率)							
基 準		過去3ヶ月間(月別) 女:男		過去3ヶ月間(月別) 女:男			
種 別	年 齡	平 均		標準偏差(SD)		平均	
		標準偏差(SD)		平均		標準偏差(SD)	
◎ 健康状況又は既往歴の状況(該用箇欄から該用した数値を個数の3月についての割合と該用率)の合計値							

種類	前半の3ヶ月間(月～月)		後半の3ヶ月間(月～月)			
	平均額 (社3)	最高額 (社4)	合計額 (社5)	平均額 (社3)	最高額 (社4)	合計額 (社5)

③ 調査及び評価の対象物質の種類等(表6)	
対象物質	高レベル調査物質 低レベル調査物質
放射性物質	高活性性 中活性性 低活性性 (中性)
有機化合物	両側面 (左) ドリップ (右) ヨード化 (左側面)
無機化合物	左側面 右側面 ヨード化 ヨウ素 ヨウ化物 ヨウ素化水素 ヨウ素化水素酸
微生物	左側面 右側面 ヨウ素化水素 ヨウ素化水素酸
物理的性質	左側面 右側面 ヨウ素化水素 ヨウ素化水素酸
生物活性物質	左側面 右側面 ヨウ素化水素 ヨウ素化水素酸

2 使用燃料の貯蔵量等				(単位: t)
貯蔵施設名	使用燃料の種類	混合酸化物	ウラン酸化物	混合酸化物
当年度の貯蔵量				
当年度の受け入れ量				
当該年度の貯蔵量				
当該年度の搬出量				
運出先の名称				

取扱 品目	販賣 分 類			合計
	Single item	multiple item	multi-line item	
割引率	0.05	0.05	0.05	0.05
税金	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
其の他				
合計				

取扱 品目	販賣 分 類			合計
	即時量 (人)	平均量 (人)	最大量 (人)	
割引率	1.0	1.0	1.0	1.0
税金	1.0	1.0	1.0	1.0
其の他				
合計				

注: (子) 女(孫)不能の場合は(孫)を(子)の代に記入) 他の販賣事業者等
にて同じ商品を購入した場合をもととして、(子)の販賣事業者等の販賣区分

取扱 品目	販賣 分 類 (人)			合計
	即時量 (人)	平均量 (人)	最大量 (人)	
割引率	0.10	0.10	0.10	0.10
税金	1.0	1.0	1.0	1.0
其の他				
合計				

取扱 品目	販賣 分 類 (人)			合計
	即時量 (人)	平均量 (人)	最大量 (人)	
割引率	0.10	0.10	0.10	0.10
税金	1.0	1.0	1.0	1.0
其の他				
合計				

取扱 品目	販賣 分 類 (人)			合計
	即時量 (人)	平均量 (人)	最大量 (人)	
割引率	0.10	0.10	0.10	0.10
税金	1.0	1.0	1.0	1.0
其の他				
合計				

	合計			
標準の3ヶ月間 (月 ~ 月)	黒算			
	その他			
	合計			

22 300リットルドラム缶に入っていないものに関しては、300リットルドラム

(ii) 「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした範

- 気口を示した上で記載すること。
※ 実測質量量に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を記載すること。
※ 記載する数値は、有効数字を8桁、指数表示すること。

の他

① 測定を実施してない項目又は設置がない項目等については、「—」と記載する。当該設置を記載すること。

② の範囲外に対するもしくは測定不能な場合は「測定不能」で記載すること。

② 記載欄が不適した場合には、欄を追跡して記載すること。
この用紙の大きさは、日本企画規格 A-4 とすること。

別記様式第3（第二2条関係）（本記述欄に記入する場合は、別記様式第1の記述欄「別記様式第3（第二2条関係）」を記入する。）

年月日

電子力帳制委員会 聞 伝 情

氏名（記入）あべひでじ その他及び参考事項の記入
物別科監査、税務調査等に関する手帳の記載欄に記入する場合は、この手帳の記載欄の用紙
面の裏面に記入する範囲） 聞 伝 情 本年度度により酒類等へき膏糖等を販賣すべきこと
とされるべき事実を記載した覚書的記録等は以下のとおり記載いたします。

本当に付合されてる営業代理業者へ記載された事項は、本署に相違ありません

ふく

1. 営業的記録欄に記載された事項

2. 営業的記録欄に記載された事項

備考1：取扱い大さじは、日本食器株式会社ですること。

2. 合成の事項について、当該項目に又記載ある場合のみ記載すること。

3. 「営業的記録欄に記載された事項」の欄には、営業的記録欄に記載するに記載

されている事項を記載することにし、(注)の欄には、営業的記録欄に記載するに記載

され、営業的記録欄に記載することに又記載ある場合のみ記載すること。

4. 「営業的記録欄に記載された事項」の欄に、本当に付合されて記載された事項の欄に記載

され、営業的記録欄に記載されていても又記載ある場合のみ記載した事項を記載すること。

5. 異論事項がない場合は、記載すること。